

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 5 月 2 1 日	
呉市長 様	
提出者 ジャパン マリンユナイテッド株式会社	
住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番 2 号	
氏名 代表取締役社長 廣瀬 崇	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 8 2 3 - 2 6 - 2 3 1 2	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ジャパン マリンユナイテッド株式会社 呉事業所
事業場の所在地	広島県呉市昭和町 2 番 1 号
計画期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙 2 のとおり	
①事業の種類	船舶製造・修理業
②事業の規模	5 7 5 億円
③従業員数	4, 8 0 0 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物は再資源化又は、燃料化する。 【別紙 各処理フロー】を参照 (金属屑、廃紙、鉋さい(ノロ屑)、廃油等の有価物は専用業者へ売却する。)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙 1 のとおり

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 廃棄物排出削減目標：前年度比原単位1%削減（労働時間）結果は目標比の7.1%増加。目標未達の原因は、新宮地区の操業を再開により廃棄物の搬出量は増加。併せて、操業再開前に保管していた廃棄物を処分。木くず削減の取組みについて、木くず置き場の最適運用を実施。木製パレット、プラパレは（90枚程度）艀装品納木製入業者にて定期的に回収。（木製パレットは80Ton/年を艀装品業者にて再利用）		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 前年度比原単位 1 %削減。（労働時間） 購買品の入荷時の荷姿の見直し、梱包材の削減。（継続実施） 廃棄物と有価物の分別の徹底。 木パレットは艀装品製造メーカーへ返却して再利用。（継続実施） 燃料化が可能な木くずは、燃料化可能な業者へ処分を依頼。（継続実施）		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 鉄屑等有価（売却）品目の分別強化
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 鉄屑、銅屑等有価（売却）品目の分別強化（継続実施）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特に実施する予定はなし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 総合排水処理施設による生活排水全般の終末排水処理脱水後、処理業者により再資源化。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 現状どおり脱水後、処理業者に委託し発酵処理により再資源化の推進。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施の予定はなし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1, 2 のとおり

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	2,140 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,145 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,620 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 企業訪問を定期的実施。 産業廃棄物の処理について、優良認定処理業者へ変更可能なものは変更。		

		【目標】 別紙 1, 2 のとおり		
②計画		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	2, 117 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	1, 131 t	t
		再生利用業者への 処理委託量	1, 605 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		紙マニフェストと電子マニフェストを併用しているので、電子マニフェストで対応可能な処理業者を選定する。 産業廃棄物処理業者へ定期的に調査訪問を実施していく。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和7年度）実績量

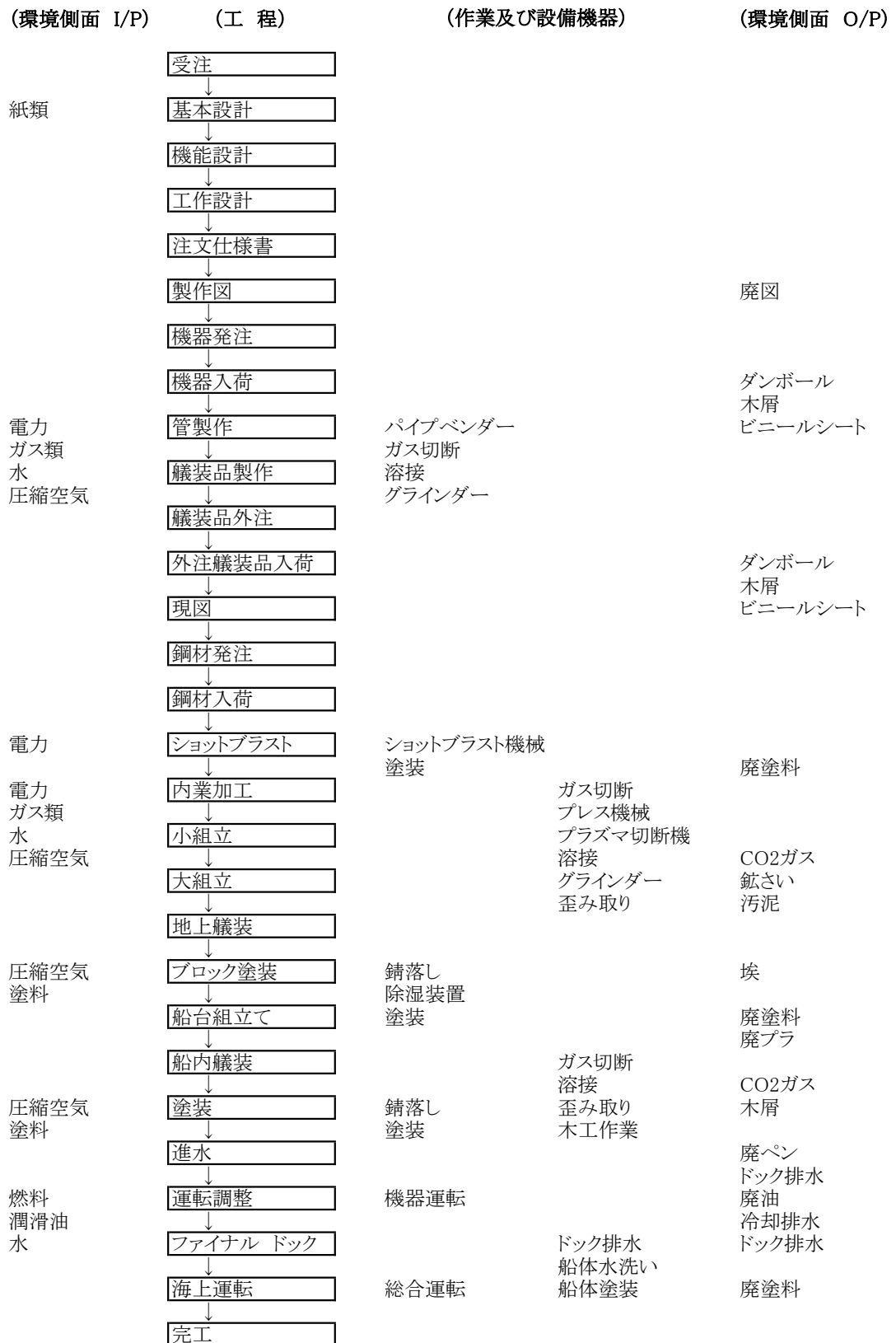
計画：今年度（令和8年度）計画量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥	724	717	0	0	0	0	0	0	0	0	724	717	288	285	724	717	0	0	0	0
廃油	410	406	0	0	0	0	0	0	0	0	410	406	395	391	410	406	0	0	0	0
廃酸	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	0	0	24	24	0	0	0	0
廃アルカリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-
廃プラスチック類	486	481	0	0	0	0	0	0	0	0	486	481	170	168	170	168	0	0	0	0
紙くず	13	12	-	-	-	-	-	-	-	-	13	12	13	12	13	12	-	-	-	-
木くず	397	393	0	0	0	0	0	0	0	0	397	393	266	263	266	266	0	0	0	0
繊維くず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-
動植物性残さ	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	63	62	0	0	0	0	0	0	0	0	63	62	0	0	0	0	0	0	0	0
鋳さい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-
がれき類	13	12	0	0	0	0	0	0	0	0	13	12	13	12	13	12	0	0	0	0
動物のふん尿	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
動物の死体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2,140	2,117	0	0	0	0	0	0	0	0	2,140	2,117	1,145	1,131	1,620	1,605	0	0	0	0

新造船建造工程フロー及び廃棄物発生フロー

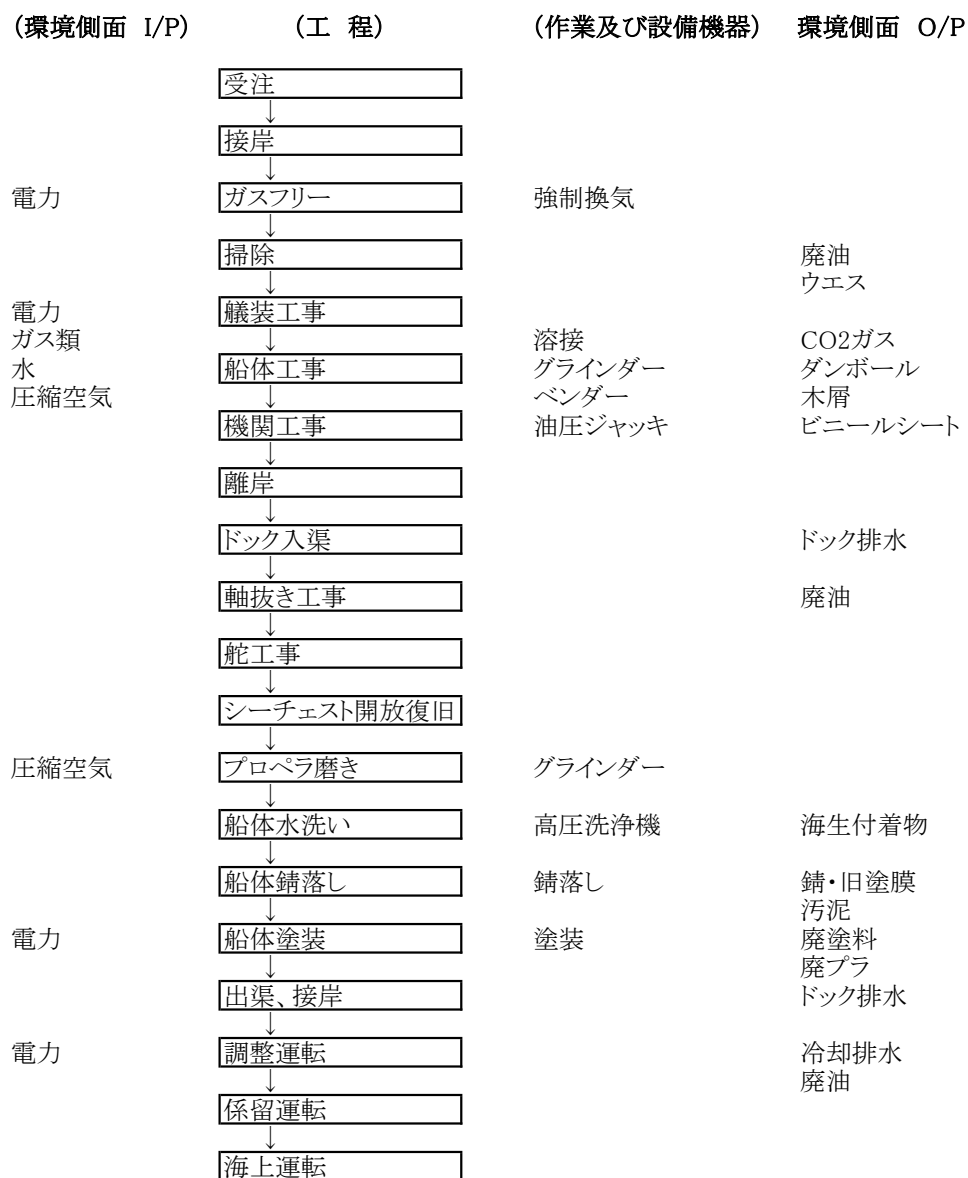
JMU 呉事業所



(別紙 2-2)

修理船工程フロー及び廃棄物発生フロー

JMU 呉事業所



(別紙－3)

廃棄物処理に関する管理組織図

JMU呉事業所環境委員会

委員長：事業所長(兼 廃棄物に関する統括責任者)
委員：各部門長

JMU呉環境事務局

- ・各業者との委託契約の締結・保管
- ・監督官庁への各種報告書提出
- ・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置
- ・社員、関連会社に対する教育・啓発
- ・その他関係する事項

廃棄物に関する統括責任者の役割

- ・廃棄物処理方針の策定
- ・工場の廃棄物管理規程の策定・改廃
- ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認

産業廃棄物処理責任者の役割

- ・産業廃棄物処理計画の作成
- ・産業廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・総合排水処理場の運転・維持管理状況の把握
- ・産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理

環境管理組織図

